



第2号

2007年8月25日
上北沢桜並木会議 発行

上北沢桜並木会議ホームページ
<http://www.sakuranamiki.org/>
お問い合わせ先 e-メールアドレス
info@sakuranamiki.org



上北沢桜並木会議とは？

上北沢駅前の桜並木は、80年余前に開発された住宅地に植えられ、その後、地域のシンボルとして、地元の人々に親しまれながら、近代化の時代の流れの中を生き抜いてきました。

桜並木を中心とした街区は、昭和59年には「せたがや百景」に、平成14年には「世田谷風景づくり条例」に基づく「地域風景資産」に、選ばれています。

桜を大切にする心を種として生まれた、上北沢桜並木会議は、地域のコミュニティとしての役割を果たすことをめざしています。

毎週日曜日に行う日曜ミーティングと、烏山総合支所からもご出席いただいている月1回の月例会における話し合いをもとに、活動しております。

会員皆様の手で、「わ」を広げていきませんか。

日曜ミーティングへの、ご出席をお待ちしております。
(毎週午前10時～12時・上北沢区民センター)

8月の活動

落花、落葉の時期にあたらない月は、第1日曜日10:00から桜並木の清掃を行っています。8月も、5日(日)に行いました。

路上禁煙地区に指定されたにもかかわらず、吸殻が多く落ちていました。困った問題です。

日曜ミーティングでは、「松沢病院問題」を取り上げ、話し合っています。

月例会 8月21日(火)、前回議事録の承認、桜のわ2発行、松沢問題、桜並木関連など。

区からは、桜並木の水道工事についての説明、沿道の家に負担の掛からない形での桜並木の整備(桶に枯葉などが入らない工夫、入り込んだ枝の刈り込み)などについての話がありました。

今後の予定としては、以下の通りです。

- ・次回月例会：平成19年9月18日(火) 月1回の会ということで月例会と呼びます。
18:30～：上北沢区民センター 第1会議室
- ・桜並木実態調査 9月30日(日) 午前10時桜並木集合…石井樹木医ご指導、実態調査後セミナー 実施予定
- ・桜並木清掃 落葉の状況により開始予定

桜並木の話題

毛虫駆除のこと

区は、毛虫予防の薬剤散布は行わずに、街路樹に毛虫が発生した時点で、その場所に殺虫剤を散布します。日頃から枝を切り、風通しを良くして、桜木を元気に保つことが一番です。

昨年8月に、No.32の桜木にモンクロシャチホコの幼虫らしい毛虫が大発生しました。

人体には無害ですが、丸くて黒い糞が落ちていたら発生していると考えられます。

8月、9月が危険月です。越冬のために土の中に入る前に駆除したいものです。



桜並木は涼しい！

8月14日付新聞にもありました、街路樹は、体感で約2度もアスファルトの町を涼しくします。
緑のトンネルの桜並木で冷たい空気の流れを実感して下さい。

キノコの発生

長雨の後の猛暑、このような時は、8月から秋にかけてキノコが発生しやすくなります。

桜にとって致命的なのはナラタケモドキの発生です。

突然葉が萎れ、勢いがなくなり、倒木の危険性もあるので、発生を一早く発見できるよう、当会議世話人一同努力しております。

実態調査でお会いしましょう

松沢病院問題とは

- 平成18年に松沢病院キャンパス内に関する2つの問題が都から提示されました
1. 東京都医学総合研究所が、旧看護学校跡地に建設されます。
周辺住民からの反対も無く、本年10月頃から工事が始まります。
 2. 精神医療センター（整備後の松沢病院の仮称）の整備計画です。
老朽化した松沢病院の新改築を、1期、2期、3期と分けて行う、大規模なものです。
本部棟には、緊急時、災害時にヘリコプターの発着可能な施設をという案もあります。
一番問題なのは、整備計画の第1期工事に「医療観察病棟」の建設があることです。



將軍池

精神医療センターの整備計画

- 担当の、東京都病院経営本部は、昨年10月30日(月)・11月16日(木)に2回の説明会を開き、本年3月10日(土)に上北沢町会主催の説明会がありました。
- 医療観察病棟に関する説明に対して、地元からは、これまでの病院関与の事件・事故などによる不安感や病院の対応に対する不信感などから不満が沸きあがり、新しい病棟に対する不安だけでなく、病院の存在を問う意見も出了しました。
- また、都の担当者から、議会で承認されたとの発言がありましたが、実際は平成18年12月11日(月)に開かれた「厚生委員会」で説明されたもので、間違った発言でした。
この議事録では、各委員から『地元住民の納得を得られる説明をする様』要請されています。

医療観察病棟とは

- 医療観察法(心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律)に基づいた入院治療の施設です。この制度は対象となる人の社会復帰が最終の目的です。
- 普通は、殺人・放火・強盗・強姦・強制わいせつ・傷害・傷害致死などの他害行為を行えば刑に服さなければなりませんが、この法律によれば、心神喪失等の状態での犯行と判定された人は、入院して治療を受ける事になります。その施設が医療観察病棟です。
- 入院期間は約1年半で、退院後は町で暮らしながら通院治療を受けることになりますが、国の観察期間は、5年しかありません。その後、再発しても、本人の自覚が無ければ誰にも判りません。
- 2003年7月成立の医療観察法そのものが、議論不十分のうちに成立した未熟な法律であるとの批判を受けています。日本弁護士連合会、精神科医、患者団体の反対もあります。

上北沢町会は、本年5月13日の総会で「医療観察病棟建設反対」の方針を決定しました。

* 5月28日に都に提出した質問状に対し、
7月26日に回答がありました。
回覧を予定しているとのことです。

区も町会も、この機会に周辺道路の歩道拡幅や、將軍池の開放などを求めています。



グランドお散歩中